



**PDF**  
Complete

*Your complimentary  
use period has ended.  
Thank you for using  
PDF Complete.*

[Click Here to upgrade to  
Unlimited Pages and Expanded Features](#)

一般財団法人 カンボジア国際教育支援基金[CIESF] 定款

2008年12月

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当財団は、一般財団法人カンボジア国際教育支援基金と称する。

### (事務所)

第2条 当財団は、主たる事務所を東京都渋谷区松濤2丁目20番10号モデルノトッレ松濤1202号室に置く。

2 当財団は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 当財団は、カンボジアの教育と経済の発展に寄与することを目的とする。

### (公益目的事業)

第4条 当財団は、第3条の目的を達成するため、次の支援事業を行う。

- (1) 高等教育機関整備事業
- (2) 高等教育内容拡充事業
- (3) 高等教育普及事業
- (4) 中等教育機関整備事業
- (5) 中等教育内容拡充事業
- (6) 中等教育普及事業
- (7) 教員養成支援事業
- (8) 調査研究事業
- (9) 研究生、奨学生等の招聘事業
- (10) その他上記に関連する事業

2 前項の事業については、日本及びカンボジアにおいて行うものとする。

### (事業年度)

第5条 当財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の拠出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当財団のために拠出する。

(財産の種別)

第7条 当財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の非営利活動事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条の財産目録で特定された財産
- (2) 基本財産として寄付された財産
- (3) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部もしくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、それぞれ議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 当財団の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当財団の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得る（併せて評議会へ報告する）ものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 当財団の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時評議員会

において、計算書類については承認を得るとともに、事業報告については定時評議員会で報告するものとする。

(会計原則)

第12条 当財団の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第13条 当財団に、評議員3名以上5名以内を置く。  
2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。  
2 評議員長は、評議員会において選任する。  
3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。  
4 設立時評議員は、設立者が定めるところとする。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項を議決する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  
2 補充により選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。  
3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。  
2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員会)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決議
- (5) 計算書類の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業全部又は一部の譲渡及び事業全部の廃止
- (9) 理事会において評議員会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第24条 評議員会の議事は、一般法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員現在数の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

#### 第4章 理事・監事及び理事会

(役員等)

第27条 当財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以下

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内の副理事長を置くことができるものとする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は評議員会において、各々選任する。

2 理事長、副理事長は理事会において理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他のも同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 設立時理事は、設立者が定めるところとし、設立時理事長は設立者とする。また設立時副理事長は、設立者が定めるところとする。

7 設立時監事は、設立者が定めるところとする。

#### (理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当財団を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事会は、理事長以外の理事の中から、業務を執行する者を選任することができる。

5 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

6 理事長、及び第4項の業務を執行する理事は毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 当財団の業務並びに財産及び会計の状況を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から7日以内に、4週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によ

つてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。但し、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。

4 役員は、就任又は任期満了においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### (解任)

第32条 役員が次の各項に該当するときは、評議員会において、解任することができる。但し、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

#### (報酬等)

第33条 理事は無報酬とする。但し、常勤の理事には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 監事の報酬は別に定める役員等の報酬規程による。

3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (責任の免除)

第34条 当財団は、役員及び評議員の一般法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の専任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から7日以内に、その日から4週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項2号又は第4号前段に該当する場合には、その日から4週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の議事は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数を持って決し、可否同数のときは議長裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事としての表決に加わることができない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(合併等)

第46条 当財団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第47条 当財団は、一般法第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 当財団が、解散等により清算する場合において、残余財産は評議員会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げるこの法人と類似の事業を目的とする法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 委員会

(委員会、諮問委員、専門委員)

第49条 当財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事長が選任する。
- 3 委員会の任務、権威及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 4 諮問委員は必要において設けることができる。諮問委員は理事長が選任する。
- 5 専門委員は必要において設けることができる。専門委員は理事長が選任する。

## 第7章 事務局

(設置等)

第50条 当財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿
- (3) 登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

(公告)

第52条 当財団の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第8章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当財団の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 附則

(施行)

第54条 この定款は平成20年12月1日から施行する。

(最初の役員及び評議員の任期)

第55条 当財団の設立当初の理事、監事及び評議員の任期は、第31条第1項並びに第31条第2項及び第16条第1項の規定にかかわらず、役員名簿に記載の日までとする。

(最初の事業計画)

第56条 当財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第57条 当財団の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、平成20年12月1日から平成21年3月31日までとする。

(設立時評議員)

第58条 当財団の設立時評議員は、次のとおりとする。  
設立時評議員 秦信行 東出浩教 今野由梨  
田岡佳子 寺田朗子

(設立時役員)

第59条 当財団の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。  
設立時理事 大久保秀夫 潮木守一 秋尾晃正  
金森正臣 戸田陽子  
設立時代表理事 大久保秀夫  
設立時監事 本塚雄一郎

(設立者の氏名、住所)

第60条 設立者の氏名、住所は次のとおりである。  
設立者 住所 東京都世田谷区成城4丁目5番1号  
氏名 大久保 秀夫

以上、一般財団法人カンボジア国際教育支援基金の設立のため、設立者大久保秀夫は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成20年12月1日

設立者